

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 2 年 6 月 3 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表7の項を削り、同表8の項を同表7の項とし、同表9の項から11の項までを1項ずつ繰り上げ、同表12の項中「27の項」を「26の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表13の項中「22の項及び24の項」を「21の項及び23の項」に改め、同項を同表12の項とし、同表14の項中「1から5の項、10の項及び17の項」を「1の項から5の項まで、9の項及び16の項」に改め、同項を同表13の項とし、同表15の項を同表14の項とし、同表16の項から36の項までを1項ずつ繰り上げ、同表37の項中「45の項まで及び49の項」を「44の項まで及び48の項」に改め、同項を同表36の項とし、同表38の項中「35の項」を「34の項」に改め、同項を同表37の項とし、同表39の項中「36の項」を「35の項」に改め、同項を同表38の項とし、同表40の項中「37の項」を「36の項」に改め、同項を同表39の項とし、同表41の項中「35の項」を「34の項」に改め、同項を同表40の項とし、同表42の項中「36の項」を「35の項」に改め、同項を同表41の項とし、同表43の項中「37の項」を「36の項」に改め、同項を同表42の項とし、同表44の項中「35の項」を「34の項」に改め、同項を同表43の項とし、同表45の項中「36の項」を「35の項」に改め、同項を同表44の項とし、同表46の項中「37の項」を「36の項」に改め、同項を同表45の項とし、同表47の項を同表46の項とし、同表48の項から51の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考3中「10の項及び14の項」を「9の項及び13の項」に改め、同表備考5中「9の項」を「8の項」に改め、同表備考6中「11の項」を「10の項」に改め、同表備考7中「12の項」を「11の項」に改め、同表備考8中「13の項」を「12の項」に改め、同表備考9中「15の項」を「14の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

(1)通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付における手数料に関する規定を削除することとした。

(2)その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町手数料条例 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>		<p>葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p>	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
1～6（略）	（略）	1～6（略）	（略）
（削除）	（削除）	7 通知カードの再交付	1枚につき 500円
7～10（略）	（略）	8～11（略）	（略）
11 公簿、函面及び公文書の閲覧 （26の項の閲覧を除く。）	（略）	12 公簿、函面及び公文書の閲覧 （27の項の閲覧を除く。）	（略）
12 公簿、函面及び公文書の写しの交付（21の項及び23の項の交付を除く。）	（略）	13 公簿、函面及び公文書の写しの交付（22の項及び24の項の交付を除く。）	（略）
13 1の項から5の項まで、9の項及び16の項を除く証明	（略）	14 1から5の項、10の項及び17の項を除く証明	（略）
14～35（略）	（略）	15～36（略）	（略）
36 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4)（略） (5) 移送取扱所の設置の許可の申請に掲げる審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のも	37 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4)（略） (5) 移送取扱所の設置の許可の申請に掲げる審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のも

改正後		改正前	
	<p>の。以下この項から44の項まで及び48の項において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円 イ・ウ (略) (6) (略)</p>		<p>の。以下この項から45の項まで及び49の項において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円 イ・ウ (略) (6) (略)</p>
37 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	34の項の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	38 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	35の項の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
38 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	35の項の右欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、35の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	39 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	36の項の右欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、36の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
39 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	36の項の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	40 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	37の項の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
40 消防法第11条第5項の規定	34の項の右欄に掲げる製造所の区	41 消防法第11条第5項の規定	35の項の右欄に掲げる製造所の区

改正後		改正前	
	に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
41	消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所においては、 <u>35の項</u> の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所においては、 <u>35の項</u> の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	42
42	消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	<u>36の項</u> の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	43
43	消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	<u>34の項</u> の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	44
44	消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所においては、 <u>35の項</u> の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所においては、 <u>35の項</u> の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	45
45	消防法第11条第5項の規定	<u>36の項</u> の右欄に掲げる取扱所の区	46

改正後		改正前	
に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
46～50 (略)	(略)	47～51	(略)
備考 1・2 (略)		備考 1・2 (略)	
3 4の項、5の項、 <u>9の項及び13の項</u> の証明については、1枚を1件とする。		3 4の項、5の項、 <u>10の項及び14の項</u> の証明については、1枚を1件とする。	
4 (略)		4 (略)	
5 <u>8の項</u> の写しについては、1附票を1件とする。		5 <u>9の項</u> の写しについては、1附票を1件とする。	
6 <u>10の項</u> の閲覧については、1人を1件とする。		6 <u>11の項</u> の閲覧については、1人を1件とする。	
7 <u>11の項</u> の閲覧については、公簿は1冊、図面は1枚、公文書は1事件をそれぞれ1件とする。		7 <u>12の項</u> の閲覧については、公簿は1冊、図面は1枚、公文書は1事件をそれぞれ1件とする。	
8 <u>12の項</u> の写しについては、1枚(図面にあっては日本産業規格A列3番の大きさ)を1件とする。		8 <u>13の項</u> の写しについては、1枚(図面にあっては日本産業規格A列3番の大きさ)を1件とする。	
9 <u>14の項</u> の配達については、諸証明等の件数にかかわらず1戸1配達を1回とする。		9 <u>15の項</u> の配達については、諸証明等の件数にかかわらず1戸1配達を1回とする。	